

2024年2月19日

一般社団法人日本私立看護系大学協会 役員選挙公示

一般社団法人日本私立看護系大学協会
2024年度選挙管理委員会

一般社団法人日本私立看護系大学協会役員候補者選出規程に基づき、次のとおり役員選挙を行います。

役員候補者選出規程は、日本私立看護系大学協会ホームページの「組織の概要」に掲載していますのでご参照ください。

1 選挙人および被選挙人の名簿作成

役員候補者選出規程第3条に基づき2024年度会員校のうち正会員3名の中から1名を選挙人とし、1名を被選挙人として推薦してください。なお、被選挙人は、選挙人を兼ねることができます。会員校へは選挙人と被選挙人の登録依頼をメールおよび文書で行います。

選挙人・被選挙人の登録は、2024年4月1日（月）から4月15日（月）の間にWeb上で行ってください。その後、選挙管理委員会が選挙人・被選挙人名簿を作成します。

2 任期

理事および監事の任期は、2024年度社員総会終結時から2026年度社員総会終結時までです。

3 選挙の実施および方法

(1) 理事候補者の選挙

理事候補者の選挙は、役員候補者選出規程第5条に基づき、大学枠7地区と短期大学全国枠の合計8区分けで同時に行います。8区分けの理事定数は、表1に示す通りです。

(2) 監事候補者の選挙

監事候補者の選挙は、役員候補者選出規程第8条に基づき、全会員校の被選挙人から2名選出します。

(3) 会員校の選挙人への投票用紙の発送

2024年4月19日（金）

(4) 投票期間

2024年4月22日（月）～ 5月13日（月）（当日消印有効）

(5) 投票用紙返送先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5 翔和須田町ビル2階
一般社団法人日本私立看護系大学協会選挙管理委員会

(6) 開票

2024年5月19日（日）

(7) 開票場所

(5) に同じ

(8) 投票方法

- ① 投票は無記名とします。
- ② 理事候補者は、区分けごとに区分け別被選挙人から定数の人数を選出してください。
- ③ 監事候補者は、全会員校の被選挙人から2名を選出してください。
- ④ 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの（選挙人連絡先宛に送付するもの）を用い、かつ同封の封筒で郵送してください。他の用紙等による投票は無効になります。投票用紙に他事記入のあるものは無効となります。

4 当選人の決定

- (1) 理事候補者は、区分け別にその有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
- (2) 監事候補者は、有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
- (3) 理事候補者および監事候補者とも同じ投票数の者が定員数以上のときは、選挙管理委員長が抽選で当選人を決定します。
- (4) 役員候補者として理事候補と監事候補に選出された者は、理事候補者とします。
- (5) 当選人が決定したときは、選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知し、理事候補者および監事候補者としての内諾を得ます。

- (6) 当選人が辞退した場合は、次点から順に繰り上げます。
- (7) 選出された理事候補者の次点者は、区分けごとに1名とします。
- (8) 選出された監事候補者の補欠は、次点者2名とします。
- (9) 理事次点者と補欠監事候補者に選出された者は、理事次点者とします。

5 役員候補者選任案の名簿を理事会へ提出

当選した理事候補者、監事候補者、理事次点者、補欠監事候補者は、2024年度第1回理事会において、選挙管理委員会委員長が報告するとともに、名簿を提出します。

6 選挙の執行

上記選挙につきましては2024年度選挙管理委員会の責任のもとに執り行います。

お問い合わせは、日本私立看護系大学協会選挙管理委員会事務局までメールでお願いいたします。

7 その他

- (1) その他疑義が生じた場合は、その都度選挙管理委員会において決定します。
- (2) 役員選挙の投票用紙は、会員校の選挙人名簿作成時に登録されている連絡先に、選挙管理委員会事務局から4月19日（金）に発送致します。選挙人登録者で投票用紙が4月25日（木）までに未着の場合は、選挙管理委員会事務局までお知らせください。

問い合わせ先

お問い合わせはメールでお願いします。

日本私立看護系大学協会 選挙管理委員会事務局

E-Mail : office@jspcun.or.jp

TEL : 03-6261-2071

参 考

一般社団法人日本私立看護系大学協会役員候補者選出規程より

(理事候補者の選出)

第5条 前条に定める大学卒・短期大学卒の理事定数に相当する数の理事候補者を投票により選出する。

- 2 大学卒の理事定数は、会員校が29校以下の地区は2名、会員校が30校～44校の地区は3名とし、45校以上の地区は4名とする。
- 3 短期大学卒の理事定数は、1名とする。

(監事候補者の選出)

第8条 監事候補者の選出は、大学卒・短期大学卒にかかわらず、被選挙人の中から投票により2名選出する。

※理事候補者の定数は2023年度の会員校の数によって確定します。

<表1>理事選出区分けと理事定数

	区分け	会員校数	理事定数
1	北海道・東北	17	2
2	関東（東京以外）	49	4
3	東京	22	2
4	中部	34	3
5	関西・近畿	41	3
6	中国・四国	15	2
7	九州・沖縄	19	2
8	短期大学	10	1

スケジュール

